

あなたは 今年の 1月1日に 広島市に 住んでいました。

あなたは 去年の 1月1日から 12月31日に 働いて 給料などを もらっていました。

だから 広島市から 個人市民税・県民税・森林環境税の お知らせを 送りました。

この税金の 詳しいことは、[こちら](#)のページを 見てください。

この税金は 払う方法が 2つ あります。

① 納付書<税金を 払う 用紙>

封筒に 納付書が 入っています。

納期限<払わないと いけない 期限>までに 払って ください。

払うことが できる 場所

- ・ 銀行、郵便局などの 金融機関
- ・ コンビニ (バーコードがある 納付書だけ 使えます。)
- ・ 広島市の市税事務所、税務室、市民税課、区役所出張所、収納対策部

また、クレジットカードや スマートフォンアプリ (スマホアプリ) などで 払うことが できます (キャッシュレス納付)。 封筒に 入っている 納付書 (QR コードがある 納付書だけ 使えます。) と インターネットが 使える スマートフォン、 パソコンなどが あります。

詳しいことは、[こちら](#)を 見てください。(やさしい日本語では、ありません。)

② 口座振替<預貯金口座から 自動で 払う 方法>

あなたが 口座振替の 手続きを していたら、 預貯金口座から 納期限に 自動で 払われます。

詳しいことは、[こちら](#)を 見てください。(やさしい日本語では、ありません。)

日本語の 話す・聞くが できる人は、市税事務所などへ 直接 問い合わせてください。

日本語の 話す・聞くが できなくて 通訳が 必要な人は、下の 相談窓口へ 問い合わせてください。

【広島市・安芸郡外国人相談窓口】

Tel 082-241-5010 Fax 082-242-7452

E-mail: soudan@pcf.city.hiroshima.jp

相談時間 月曜日～金曜日 9時00分～16時00分

(祝日・8月6日・12月29日～1月3日は休みです)

(やさしい日本語)

対応言語 中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、フィリピン語
(フィリピン語は、毎週金曜日と第1と第3水曜日のみ)